

11月は 児童虐待防止推進月間です

ストップ！虐待

「もしかして？」ためらわないで！189

おどおどしている、家に帰りたがらない、表情が乏しい、栄養失調、洋服が汚れている、時期の異なる複数の外傷があるなど、「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、次の機関に連絡、相談してください。

○連絡・相談先

- ・役場福祉課 ☎ 65-0813
- ・保健センター ☎ 65-1010
- ・家族相談支援センター ☎ 66-0222
- ・川越児童相談所 ☎ 049-223-4152 (代)
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (お住まいの地域の児童相談所につながります)

問 福祉課 ☎ 65-0813

11月はケアラー月間です

誰かを支えるあなたも支える。

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。ケアラーが孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。詳しくはHP

問 福祉課 ☎ 65-0813



「障害者用駐車場」は 必要な人のために空けておこう

🚻 障害者用駐車場とは

車椅子利用者や、体の不自由な高齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人のための、幅の広い駐車区画のことです。必要がない人は駐車しない。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

🚻 マナーアップキャンペーン強調期間 (11月1日～12月9日)

商業施設等における啓発ポスターの掲示や、店内放送での呼び掛け等の取組みを実施します。

問 埼玉県福祉政策課
☎ 048-830-3391



農地を農地以外に使用する 場合には手続きが必要です！

農地を耕作目的以外の用途（宅地、駐車場、資材置場、山林、道路等）に使用することを「農地転用」といいます。農地を転用する場合には、手続き（許可申請・届出）が必要です。事前に農業委員会へ相談してください。

Q 許可されないこともあるのですか？

A 目的や場所によっては、許可にならない場合があります。

Q 許可を受けずに農地を転用したらどうなりますか？

A 農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合も同様です。違反した場合、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科せられる場合もあります。

Q 一時的な転用でも手続きは必要ですか？

A 手続きが必要です。使用後は元の農地へ戻す必要があります。

Q 耕作条件を改善するため、農地に土を入れる場合も手続きは必要ですか？

A 手続きが必要です。面積や工事期間によって手続きが異なりますので、事前に農業委員会へ相談してください。

Q 農地に農機具用の倉庫を建てる場合も手続きは必要ですか？

A 手続きが必要です。規模によって手続きが異なりますので、事前に農業委員会へ相談してください。

※農地を耕作するための売買、貸借にも農地法に基づく適正な手続きが必要です。

問 農業委員会事務局（産業観光課内）
☎ 65-1532



街路灯の更新に伴い 灯具を差し上げます

町では、旧都幾川村地内に設置されている街路灯の更新にあたり、「木のむら」と表記されている街路灯の灯具を、再利用していただける方に差し上げます。この灯具は、町のシンボルである建具や慈光寺の銅鐘があしらわれており、愛着が湧くデザインとなっています。ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

対象 | 町内在住者

サイズ | 約600mm×600mm (幅×高さ)
約25kg (重さ)

配布数 | 先着50基程度
※灯具の保存状態で前後します

締切 | 12月20日(火)

問 ときがわ町商会 ☎ 65-0170
産業観光課 ☎ 65-1532



地産地消にご協力ください

町は、町内で生産された農林産物を町内で消費する「地産地消」を推進しています。地産地消の取り組みは、地域経済の活性化だけでなく、SDGsの目標の一つ「住み続けられるまちづくりを」の達成にもつながります。町内の直売所では、町内で生産された栄養たっぷりの新鮮野菜や木工品等が販売されています。県では、農産物が豊富な11月を「埼玉県地産地消月間」と定め、県内各所で地産地消をテーマにしたイベントやキャンペーンが実施されます。詳しくは県HPをご覧ください。

問 産業観光課 ☎ 65-1532
埼玉県農業ビジネス
支援課 ☎ 048-830-4107



中学生無料体験受付中

難関校合格の方法教えます！

わかる授業、豊富な問題演習を展開！

集団授業で効率よく学力アップ！

新井塾



新井塾ホームページ内 最新情報はここから にてブログ発信中

☎ 0493-62-8101 電話受付時間 月～土15:00～21:30 嵐山町菅谷195-2 (嵐山)

そろばん

習ってあんざんに強くなる！
無料体験受付中

詳しくは 新井塾そろばん 検索

嵐山町菅谷 249-28 ☎ 0493-62-7077・090-1201-0615